**○農林水産省告示第千二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町大原字小麦山一三の一、字柴畔山一三の二、字しでケ原一四・一五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字すけ原三一八の四、字松木うつ六九五の三（次の図に示す部分に限る。）、六九五の四、六九五の五、六九五の八から六九五の一八まで、錦町宇佐字大道一五一三、一五一四、一五一四の一、一五一五、一六一六・一六一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一八、一六一九・字右谷一六一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字容谷東一八八四の一、一八八四の二、字容谷山一八九〇、周南市大字鹿野上字花ケ谷三三〇の二五、字小滝三三五の二二、字畑ケ谷三七一の九、字ニナ吸四〇四の九、字石ケ谷東平一四六八の一二・字石ケ谷西平一四六九の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字金峰字金峰口一七一四、字長見山一七二九第二、一七三二、一七三一第一、一七三二、一七三三、一七三五の二、一七三六第一、一七四二、字杉谷一七四五の一、一七四七の一、一七四七の三、一七四七の四、一七四八、一七四九の一、一七四九の三、一七四九の四、一七五〇から一七五二まで、一七五三の一、一七五三の二、一七五四の二、一七五五、一七五八、字山瀬浴一七六〇第一、字横畠一七六六、字金峰一七六七の一、一七六七の三、字小ゑそふ一七六八、字大浴一七六九、字草刈垰一七七〇、一七七一、字岩ケ浴一七七二、一七七三、字東山一七七五の一、一七七五の五、一七七五の六、字カケ上り一七七八の一、一七七八の二、一七七八第一、字垰一七八〇、字金峰谷四四〇七、四四一八から四四二一まで、四四四一、四四四五の一、四四四八の二、四四五〇から四四五六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市錦町広瀬字池の原一三、一五、一八の一、一八の二、八〇三三、錦町中ノ瀬字向ノ先四二、四三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十八号（一に係るものに限る。）、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第五百十二号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字向五二六の九（国有林）、五一三から五一六まで、五一七の一、五二〇、五二三の二、五二四の一二、五二四の一三、五二四の一九、五二四の二〇、五二六の五、五二六の一五、五二七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字**谿**田川一六四の一二（国有林）、一六一五の七、一六一六の一、一六一八、一六二二、一六二四、一六二六の八、一六二七の四（次の図に示す部分に限る。）、一六二七の五、一六二八の一、一六二九の五、一六二九の七、一六三三の一、一六三五の一、一六三六の一、一六三七の四、一六三八の一、一六三九の三（次の図に示す部分に限る。）、一六三九の四、一六三九の一〇、一六三九の一一、一六四〇の一、一六四一の二、一六三九の一一、一六四二の一、一六四二の一七、一六四二の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川字白井平二一六八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川字舟窪四五五の一、四五五の三、四五五の四、四五五の一二、字相ノ山一五七〇の一七、一五七一の一、一五七一の二、字アコヤ一八〇二、字熊山一八〇三のイの二、一八〇三のイの三、一八〇五の一、一八〇六の二、一八〇六の三、字大日**薙**二一七九の一、字芹沢二二八三のニ、二二八三のヘ